

〔改正後全文〕

雇児発第0612002号  
平成20年6月12日  
第一次改正 雇児発第0619001号  
平成21年6月19日  
第二次改正 雇児発0401第16号  
平成22年4月1日  
第三次改正 雇児発0405第30号  
平成24年4月5日  
第四次改正 雇児発0401第19号  
平成26年4月1日  
第五次改正 雇児発0409第3号  
平成27年4月9日  
第六次改正 雇児発0824第2号  
平成28年8月24日  
第七次改正 雇児発0615第3号  
平成29年6月15日  
第八次改正 子発0509第2号  
平成30年5月9日  
第九次改正 子発0606第2号  
令和元年6月6日  
第十次改正 子発0131第8号  
令和2年1月31日  
第十一次改正 子発0615第2号  
令和3年6月15日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長  
市区町村長

厚生労働省子ども家庭局長  
( 公 印 省 略 )

### 次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて

標記については、従来から、社会福祉施設等施設整備費で老朽化した児童福祉施設等の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等を進めてきたところであるが、今般、この取扱いについては、平成20年6月12日厚生労働省発雇児第0612001号厚生労働事務次官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」によるもののほか、次によることとし、平成20年4月1日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るとともに、この取扱いについて遺憾なきを期されたい。

なお、平成19年7月26日雇児発第0726005号「次世代育成支援対策施設整備交付金における大規模修繕等の取扱いについて」及び平成6年6月23日児発第608号「児童厚生施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」は廃止する。

おって、平成 19 年度以前に交付された交付金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

## 1 対象事業

区 分	内 容
(1) 施設の一部改修	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事
(2) 施設の附帯設備の改造	一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった給排水設備、電気設備、ガス設備、消防用設備等附帯設備の改造工事
(3) 施設の冷暖房設備の設置等	気象状況により特に必要とされる熱中症対策等のための施設の冷暖房設備の新規設置工事及び一定年数を経過して使用に堪えなくなり、改修が必要となった冷暖房設備の改造工事
(4) 施設の模様替	① 狭溢な居室を入所者の新しい処遇のニーズに合わせて拡大を図る際の間仕切り工事及び部屋の使用目的を変えるための内部改修工事 ② 居室と避難通路（バルコニー）等との段差の解消を図る工事や自力避難が困難な者の居室を避難階へ移すための改修等防災対策に配慮した施設の内部改修工事
(5) 環境上の条件等により必要となった施設の一部改修	① 活火山周辺の降灰地域等における施設の換気設備整備や窓枠改良工事等 ② アスベストの処理工事及びその後の復旧等関連する改修工事
(6) 消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修	消防法設備等（スプリンクラー設備等を除く。）について、消防法令等が改正されたことに伴い、新たに必要となる設備の整備
(7) 特殊附帯工事	既存施設について平成20年6月12日雇児発第0612004号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「次世代育成支援対策施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」の別紙「次世代育成支援対策施設整備（特殊附帯工事費）交付金実施要綱」（以下「特殊附帯工事費交付金実施要綱」という。）2により建物に固定して一体的に整備する工事
(8) 土砂災害等に備えた施設の一部改修等	① 都道府県等が土砂災害等の危険区域等として指定している区域に設置されている施設の防災対策上、必要な補強改修工事や設備の整備等 ② 地震防災対策上必要な補強改修工事 ③ 緊急災害時用の自家発電設備の整備 ④ 緊急災害時用の給水設備の整備
(9) その他施設におけ	特に必要と認められる上記に準ずる工事

る大規模な修繕等	
----------	--

- (注) 1 施設とは、次世代育成支援対策施設整備交付金の対象施設をいう。  
ただし、1の(4)の②の事業については、入所施設とする。  
2 一定年数は、おおむね10年とする。

## 2 交付金の対象基準

- (1) 原則として、1施設の対象経費の実支出額を2,000(児童厚生施設については3,000)で除して得た交付基礎点数が次により算出された交付基礎点数以上(ただし、1の(7)の事業については、特殊附帯工事費交付金実施要綱3に定める交付基礎点数以内)のものであり、かつ、これにより算出された交付基礎点数が5,000点以上のものとする(ただし、入所施設以外の施設については、2,500点(児童厚生施設については、1,666点)以上のものとする。)

なお、特別法等により補助率の嵩上げがある場合は、1施設の対象経費の実支出額を1,000/(嵩上げ後の補助率)で除して交付基礎点数を算出すること。(小数点以下切捨て)

施設延面積(厚生労働大臣が必要と認めた面積)×2点  
(児童厚生施設については、施設延面積に4/3点乗じて算出  
(小数点以下切捨て))

ただし、1の(3)の事業については、上記によらず、原則として総交付基礎点数が1,500点(児童厚生施設については1,000点)以上、アスベスト処理工事については、入所施設にあっては原則として総交付基礎点数が500点以上、保育所・通所(利用)施設にあっては150点(児童厚生施設については100点)以上のものとし、1の(8)の事業については、原則として総交付基礎点数が2,500点(児童厚生施設については、1,666点)以上ものとする。

なお、在宅複合型施設については、入所施設の基準を適用する。ただし、通所部門もしくは利用部門のみを整備する場合は、その総交付基礎点数が2,500点以上のものとする。

また、既存の小型児童館又は児童センター(大型児童センターを除く。)で年長児童用設備を施設と一体的に整備する場合は、1,968点を加算する。

- (2) 建物の維持管理の義務を怠ったことに起因したものではないこと。  
(3) 設計の不備又は工事施行の粗漏に起因したものではないこと。

## 3 交付基準

次のいずれかで最も低い方の価格を基準とする。

- (1) 公的機関(都道府県又は市町村の建築課等)の見積り  
(2) 民間工事請負業者2社の見積りを比較して、低い方の見積り